

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

鹿屋市長 中西 茂

市町村名 (市町村コード)	鹿屋市 (462039)
地域名 (地域内農業集落名)	大始良1 (下堀町、横山町、田淵町、大始良東、大始良西)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年2月15日 1回

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

当該地域は北中部の畑作地帯と南部の水田地帯を有している。平成30年に本格通水が開始された肝属中部地区畑地かんがい施設の中心受益地区であり、畑かん水を利用した畑地の高度利用への期待が高まっているものの、さつまいもや飼料作物が主体であることから、水利用効果の高い作物への転換が進んでいない。また地域内の特に南部には山林も多く、獣害被害も多いことから耕作者も減少してきており、今後の農地利用、保全管理等の課題を有している。

## 【地域の基礎データ】

農業従事者の平均年齢: 66.1歳

農業者: 66人(うち50歳代以下9人)、経営体数: 38(うち法人経営体4)

中山間地域等直接支払交付金協定集落: 1集落

主な作物: 飼料作物、さつまいも、だいこん、ごぼう、水稻

## (2) 地域における農業の将来の在り方

水田地帯は現状の耕作を維持していくとともに、引き続き中山間地域等直接支払交付金を活用しながら、中山間協定集落員を中心に水稻栽培を行い、高齢により離農する者の農地については協定員でカバーしあいながら管理していく。畑作地帯は、水利用高価の高い高収益作物への転換も目指すとともに、若手農家や新規就農者もいることから、集積・集約化を図っていく。また、地域内に有機農業に取り組む農業者もいるため、有機農産物の拡大も目指す。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	446.4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	446.4 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

## (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

地域計画の区域内の農地のうち、都市計画区域の用途地域内の農地を除き、農業振興地域農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
比較的余力のある農業者や地域外からの農業者、規模拡大意向のある農業者、新規就農者への集積・集約を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域計画策定後は農地中間管理機構を使って農地の賃貸借を進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
ほ場は不整形で農道は狭く路面状況も悪いため、大型機械化が図れず継続的な営農が困難である。区画整理を行うことで、大型機械化での作業効率や、畑かん水を利用した持続可能な農業経営が図られる。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
市全体の方針として、市農業公社の研修機能の強化など新規就農者の研修受入体制を強化し、本市における農業の中核的な担い手となる新規就農者や後継者の育成を推進する。また、新規就農者としてのU・I・Jターン者等を積極的に募集するとともに、集落営農組織や農福連携など多様な事業体の参画を推進する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農作業受託組織の育成を図り、JA等と連携した受委託を推進する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①関係機関等との連携による捕獲活動の強化や忌避作物の栽培普及による鳥獣被害の防止を推進する。
- ②国・県等の補助事業を活用した化学農薬・肥料の使用低減及び有機農業の拡大を支援する。
- ③関係機関・団体との連携によりスマート農業機械・設備の導入を支援し、先端技術を活用した稼ぐ生産環境の整備を推進する。
- ⑦日本型直接支払交付金を活用した地域の共同活動及び集落営農活動を支援する。